

I. 社会教育主事課程

社会教育主事とは、地域住民の多様な学習・文化活動を側面から援助することを目的とした社会教育行政の職員として、都道府県及び市区町村の教育委員会事務局に配属される職員です。社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることを職務内容としており、このことは社会教育法によって規定されています。

専門的教育職員とされているので、地方公共団体によっては、特別採用を行う場合もありますが、通常は一般職として採用し、のちに本人の希望その他により社会教育の職場に配属となる形をとる例が多いようです。また、社会教育・生涯学習関係の団体、企業等において社会教育主事資格を有することを条件として職員として勤務する例もみられます。

なお、本学で所定の単位を修得した場合、「社会教育主事となるための単位修得証明書」を卒業時に交付します。

【履修上の注意】

場合によって、受講人員の制限や、受講科目の指定を行うことがあります。

【社会教育主事課程開講講座表】

法令上の科目		大学における開講科目			開講学年				履修方法	備考
科目名	単位数	科目名	開講	単位	1	2	3	4		
生涯学習概論	4	生涯学習概論ⅠA	半期	2			○		8 単位必修	
		生涯学習概論ⅠB	半期	2			○			
社会教育計画	4	社会教育計画Ⅰ	半期	2			○			
		社会教育計画Ⅱ	半期	2			○			
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 のうち 一以上の科目	4	社会教育演習Ⅰ	半期	2			○		4 単位以上 選択必修	
		社会教育演習Ⅱ	半期	2			○			
		社会教育実習Ⅰ	半期 集中	2				○		
		社会教育実習Ⅱ	半期 集中	2				○		
		社会教育課題研究Ⅰ	半期	2				○		
		社会教育課題研究Ⅱ	半期	2			○			
社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会 教育)	社会教育特講 Ⅰ～Ⅲ	青少年問題と社会教育Ⅰ	半期	2			○		4 単位以上 選択必修	
		青少年問題と社会教育Ⅱ	半期	2			○			
		成人教育Ⅰ	半期	2			○			
		成人教育Ⅱ	半期	2			○			
		人権教育論	半期	2			○			
		家庭教育論	半期	2		○				
		ジェンダーと社会教育	半期	2			○			
現代社会と社会教育	半期	2				○				
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・ 事業・施設)	12	社会教育施設Ⅰ	半期	2			○		4 単位以上 選択必修	
		社会教育施設Ⅱ	半期	2			○			
		企業内教育Ⅰ	半期	2			○			
		企業内教育Ⅱ	半期	2			○			
		図書館概論	半期	2			○			
		図書館制度・経営論	半期	2			○			
		博物館概論	半期	2		○				
		博物館情報・メディア論	半期	2			○			
社会教育事業と活動	半期	2				○				

(次ページに続く)

法令上の科目		大学における開講科目			開講学年				履修方法	備考																										
科目名	単位数	科目名	開講	単位	1	2	3	4																												
社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	社会教育特講Ⅰ～Ⅲ 12	教育の原理 ^{※1}	半期	2	○				4 単位以上 選択必修	教職課程科目																										
		教育と社会 ^{※1}	半期	2	○					4 単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目																									
		マスコミュニケーション論ⅠA	半期	2				○				4 単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目																							
		マスコミュニケーション論ⅡA	半期	2				○						4 単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目																					
		日本美術史A	半期	2	○											4 単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目																			
		日本美術史B	半期	2	○													4 単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目																	
		現代文化論 ^{※2}	半期	2				○												4 単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目															
		映像文化論 ^{※2}	半期	2				○														4 単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目													
		少年法A ^{※3}	半期	2				○																4 単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目											
		少年法B ^{※3}	半期	2				○																		4 単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目									
		消費者法	半期	2				○																				4 単位以上 選択必修	法学部 専門教育科目							
		地方自治論A ^{※4}	半期	2				○			4 単位以上 選択必修																			法学部 専門教育科目						
		地方自治論B ^{※4}	半期	2				○					4 単位以上 選択必修																		法学部 専門教育科目					
		行政学A	半期	2				○							4 単位以上 選択必修																	法学部 専門教育科目				
		行政学B	半期	2				○									4 単位以上 選択必修																法学部 専門教育科目			
		地域社会問題入門	半期	2				○											4 単位以上 選択必修															法学部 専門教育科目		
		消費者主権の経済学 ^{※5}	半期	2				○													4 単位以上 選択必修														経済学部 専門教育科目	
		消費情報教育 ^{※5}	半期	2				○															4 単位以上 選択必修													経済学部 専門教育科目
		社会保障の基礎	半期	2	○																				4 単位以上 選択必修											
		少子高齢社会と社会保障 ^{※6}	半期	2				○																			4 単位以上 選択必修									
地域教育社会学	半期	2				○	4 単位以上 選択必修	人間開発学部 専門教育科目																												
地域社会と健康指導	半期	2				○			4 単位以上 選択必修	人間開発学部 専門教育科目																										
健康管理論	半期	2	○									4 単位以上 選択必修																	人間開発学部 専門教育科目							
体育社会学	半期	2	○											4 単位以上 選択必修																人間開発学部 専門教育科目						
計	24	計		24																																

○で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。

※1 教職課程履修者のみ履修できる。

※2 日本文学科の学生のみ履修できる。

※3 法学部の学生のみ履修できる。

※4 経済学部の学生は履修できない。ただし、経済学部専門教育科目「地方自治Ⅰ」を修得した場合は「地方自治論A」、「地方自治Ⅱ」を修得した場合は「地方自治論B」の単位として充当できる。

※5 経済学部の学生のみ履修できる。

※6 史学科・哲学科、法学部、経済学部、神道文化学部の学生のみ履修できる。